

特殊索道事業運送約款

事業者名 株式会社 SNOW PARK RESORT 北海道

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行います。
この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令に定めのないときには一般の習慣によります。

(係員の指示)

第2条 旅客に対し安全輸送と秩序の維持のために必要な場合には、当社係員（以下「係員」という。）が指示を行いますが、その指示に対して必ず従っていただきます。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客運送を引き受けません。

(運送の引受けの拒否)

第4条 当社は、次に該当する場合には、旅客運送の引受けを拒絶します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該輸送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであったとき。
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 危険物を所持しているとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による運送状の支障があるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか正当に理由のあるとき。

(乗車券等の販売)

第5条 当社は、乗車券等をチケットブース、フロントにおいて発売します。

(乗車券等の効力)

第6条 乗車券等は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有します。

- 2 当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行した乗車券等は、その券面表示運賃の額に係わらず運用期間内は有効とします。
- 3 当社で有効な乗車券以外のものを使用したときは、無効とします。
- 4 乗車券等は、次の各号に該当する場合は、無効とします。
 - (1) 券面記載の条件によらないで使用したとき。
 - (2) シーズン券を、その記名人以外が使用したとき。
 - (3) 改造又は変造若しくは偽造して使用したとき。
 - (4) 券面記載事項が判断困難なものを使用したとき。（折り曲げによる全体の見えないもの。）
- 5 乗車券面は、購入されたお客様のみ使用可能とし効力を有します。他人への贈与または売却することを禁止し。その場合は無効なものとし回収します。

(乗車券の提示等)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の提示を求め、乗車券の種類等により確認、回収します。

(乗車券の提示等)

第8条 当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法によります。

(運転中止の場合の運送途中の乗客に対する取扱い)

第9条 天災その他のやむを得ない事由より索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効乗車券等の無償交付等必要な継続運送の措置を行います。

(運賃の支払戻し)

第10条 天災及び当社の責任によりすべての索道の運転ができないときには、別に定める規程により払い戻しを行う場合があります。ただし、風雪等により運転に危険を生じるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任、旅客が第7条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終わります。

(乗客の禁止事項)

第12条 乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器から飛び降り又は所定の位置以外で乗降すること。
- (2) 滑走用具や搬器を揺さぶること。
- (3) スキー、ストック等で索道施設を突くこと。
- (4) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (5) その他安全運送を妨げる行為をすること。

(乗客の注意義務)

第13条 乗車時の注意義務は、次の各号のとおりとします。

- (1) 利用に不安な者は、係員にその旨を申し出ること。
- (2) 「のりば」に素早く移動し、スキー、スノーボードを正しい方へ向けること。
- (3) 乗れなかったら、直ぐに搬器から離れること。
- (4) スキーやストックが隣の搭乗者の迷惑にならないようにすること。
- (5) リュック等は膝に載せ、衣服等の紐にも注意すること。
- (6) スノーボーダーは、流れ止めのつけ、ハイバックをたたんで乗車すること。

2 乗車時の注意事項は、各号のとおりとします。

- (1) 搬器に深く腰かけ、セーフティーバーをおろすこと。
- (2) 搬器のうえでふざけたり、後ろを向いたりしないこと。
- (3) スtock等で柱などに触れないこと。

3 降車の注意義務は、各号のとおりとします。

- (1) 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後は真っ直ぐに前進すること。
- (2) 降りられなかったら、そのまま椅子に座っていて係員の指示を待つこと。

4 その他、

- (1) 係員の指示に従うこと。
- (2) リフト利用時に喫煙しない事。

(未就学児乗車に関する条件)

第 14 条 未就学児の乗車は保護者同伴乗車時に認めます。

2 保護者とは 16 歳以上で未就学児の保護管理できる者をいう。

(旅客に関する責任)

第 15 条 当社は、索道の運賃によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に欠陥及び機能の傷害がなかった事が証明されたとき。
- (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第 16 条 当社は、旅客に関して生じた、スキーヤーその他の携帯品の滅失又は毀損による損害については、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失又は、毀損が当社の過失によるものであるときは、この限りはありません。

(旅客の責任)

第 17 条 当社は、旅客も故意若しくは過失又は法令若しくはこの運送約款の規程の守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対してその損害の賠償を求めます。

(割増運賃等)

第 18 条 当社は、旅客の所持する乗車券が、第 6 条第 3 項及び第 4 項の規程によりその乗車券等を無効とされたときは、旅客らその乗車券等に相当する額及びこれと同額以内の割増運賃等を申し受けます。

(管轄裁判所)

第 19 条 当社は当スキー場の利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当スキー場の所在地を管轄する裁判所とさせていただきます。

附則

この約款は、令和 5 年 7 月 1 日よりから施行する。